

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる
電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案及び
関連ガイドラインの改定案に対する意見並びにその考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)
案件番号:145210027

意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人:3件)

(提出順、敬称略)

| 受付 | 意見提出者 |
|----|------------|
| 1 | KDDI株式会社 |
| 2 | 株式会社NTTドコモ |
| 3 | ソフトバンク株式会社 |
| 4 | 個人 |

■ 総論

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---|----------|
| <p>意見1</p> <p>● 新ドコモグループ再編などの環境の変化を背景に禁止行為規制対象事業者の指定変更される認識。これまで同様に法令等を遵守し適切に対応し、引き続き総務省による検証等に必要な対応についても可能な限り協力していく考え。</p> | <p>考え方1</p> | |
| <p>・ 新ドコモグループ再編など当社を取り巻く環境の変化を背景に、法令等に則り、禁止行為規制対象事業者の指定変更が為されるものと認識しております。</p> <p>・ 当社としては、これまでと同様に法令等を遵守し適切に対応し、引き続き総務省による検証等に必要な対応についても可能な限り協力していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> | <p>○ 御指摘のとおり、今般の告示改正のうち、株式会社NTTぷららの解除及びエヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社の指定については、令和4年7月のNTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更を踏まえ、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定等(以下「法令等」という。)に基づき、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)の不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しており、賛同の御意見として承ります。</p> | <p>無</p> |

■ 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|--|----------|
| <p>意見2</p> <p>● 電気通信市場検証会議において、NTTドコモがNTTぷららの事業を承継したことにより公正競争上の問題が発生していないか事後的な検証を継続的に行い、仮に公正競争上の問題が生じた場合には、事業法等による是正措置が取られるよう対処すべき。当該取組が機能しない場合には、企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する法的措置を含めた更なる検討が必要。</p> | <p>考え方2</p> | |
| <p>市場支配的な二種指定事業者(以下「禁止行為規制の対象事業者」という。)に対する禁止行為規制については、禁止行為規制で規律された特定関係法人(以下</p> | <p>○ 今般の告示改正は、NTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更などを踏ま</p> | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|-------|
| <p>「特定関係法人」という。)との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、禁止行為規制の対象事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより規制の対象外となるという課題があります※¹。</p> <p>そのため、電気通信市場検証会議において当該課題の検討を行い、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(令和4年8月)において、NTTが実施する組織再編には、様々なものが考えられる中で、今後、NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併等の組織再編が生じる場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、電気通信市場検証会議での競争事業者における懸念の有無等も勘案し、公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合には、公正競争に与える影響を検討すること ・ 検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、事後的な検証のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うこと <p>等の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」(以下、「当該取組」という。)を行う考えを明らかにしています。</p> <p>令和4年7月に、NTTドコモによるNTTぶららの吸収合併が実施されましたが、当該取組に基づき、電気通信市場検証会議において、NTTドコモがNTTぶららの事業を承継したことにより公正競争上の問題が発生していないか事後的な検証を継続的に行い、仮に公正競争上の問題が生じた場合には、事業法等による是正措置が取られるよう対処すべきと考えます。</p> <p>なお、当該取組が機能しない場合には、企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する法的措置※²を含めた更なる検討が必要と考えます。</p> <p>※¹:「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(令和4年8月)の「規律の内容の在り方について」(P.157)</p> <p>※²:例えば、以下のような措置が考えられる。</p> | <p>え、法令等に基づき、NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とすることが適当と考えます。 ○ なお、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(192頁)に記載されているとおり、「今後、NTTグループにおける組織再編が発生した場合には、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づき、適切に対処」されるものと承知しております。 | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|-------------------------|----------|
| <p>①禁止行為規制の強化(電気通信事業法第30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場支配力の濫用につながる企業統合等の行為自体を禁止行為規制違反として停止・変更を命ずることができるものとする措置。 (1) 第3項第二号に該当する行為(不当な優先的取扱い・利益付与)と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> ※、当該企業統合等の行為を電気通信事業法上問題となる行為として「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に追加。 ※例えば、禁止行為規制違反となる排他的な連携が行われたにも関わらず、企業統合することで禁止行為規制違反を免れるような場合には、当該企業統合そのものを禁止行為規制違反とする。 (2) 市場支配力の濫用につながる企業統合を新たな行為類型として第3項第三号を新設し規定。 <p>②登録の更新の強化(電気通信事業法第12条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制の対象事業者と特定関係法人の企業統合等は、公正競争環境に大きな変化が生じ得るため、「登録の更新」で、禁止行為規制の対象事業者と特定関係法人の企業統合等を審査対象とする措置。 <p>③NTT法の事業計画認可の運用強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧NTTから分離した会社の企業統合等については、NTTグループの事業計画に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、影響に応じた公正競争条件を検討・確保するため、NTT持株の事業計画認可の対象とする措置。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> | | |
| <p>意見3</p> <p>● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データを指定する案に賛同。</p> | <p>考え方3</p> | |
| <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿(以下、「NTTデータ殿」という。)に関し、新たに電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者に指定する本告示改正案に賛同します。</p> <p>なお、NTTデータ殿は、2022年5月9日の同社のプレスリリース(※1)において、持株会社体制への移行と「国内事業会社」「海外事業会社」の設立に伴う事業の移管を表明しており、実際に同年10月1日に「海外事業会社」が設立・事業開始されてい</p> | <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|------------------|-------|
| <p>ます。</p> <p>今後、「国内事業会社」が設立され、NTTデータ殿の国内事業が移管された場合、当然「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定案」に則って「国内事業会社」が指定される認識です。</p> <p>(※1 NTTデータ殿 プレスリリース(2022年5月9日)) https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2022/050900/ 【ソフトバンク株式会社】</p> | | |
| <p>意見4</p> <p>● エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社を指定する案に賛同。電気通信市場検証会議における両者間の禁止行為規制遵守状況の確認・検証に加えて、NTTグループ内の取引関係について、引き続き注視すべき。</p> | 考え方4 | |
| <p>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社殿(以下、「NTTレゾナント殿」という。)に関し、新たに電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者に指定する本告示改正案に賛同します。</p> <p>なお、今般、NTTレゾナント殿が株式会社NTTドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」という。)の特定関係法人に指定されたことに伴い、電気通信市場検証会議において、両者間の禁止行為規制遵守状況について確認・検証が行われる認識です。加えて、NTTレゾナント殿が、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)」において、NTTグループ内の間接取引による禁止行為規制の潜脱に係る懸念の対象として示されていること(※2)から、NTTグループ内の取引関係について、引き続き注視すべきと考えます。</p> <p>(※2 公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日) P.45)</p> <p>NTTグループ内での間接取引(例えば、NTTドコモからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引)により、規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れたり、NTTグループ内の</p> | ○ 賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|--|----------|
| <p>各社間の電気通信役務に係る取引関係に変化が生じたりした場合(例えば、NTTレゾナントがMVNOとして5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として追加指定される要件を満たす場合)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | | |
| <p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止行為規制に伴う特定関係法人の制度に関しては、禁止行為規制対象事業者に特定関係法人である電気通信事業者が吸収されることに制限がないこと等の観点で懸念があり、組織再編の適正性・影響の検証や公の場での議論等を事前に実施していくことが必須。 ● 電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポートに則り、株式会社NTTぷらら殿の吸収について競争上の問題の有無の確認・適切な検証が行われるべき。 | <p>考え方5</p> | |
| <p>電気通信事業法第30条第3項第2号にて規定される、禁止行為規制に伴う特定関係法人の制度に関しては、以下の観点で懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制対象事業者に特定関係法人である電気通信事業者が吸収されることに制限がないことは、規制対象事業者のグループ企業などと連携した市場支配力濫用の抑止という禁止行為規制の目的を達成しないおそれがあること ・ 禁止行為規制対象事業者による特定関係法人の吸収合併について、影響・適正性の有無の事後的検証が済んでいない状況(※3)であるにもかかわらず、特定関係法人の指定解除手続きが進むこと <p>上記の懸念を踏まえると、特定関係法人の吸収は「公正競争上の問題をもたらす可能性」そのものであり、今後NTTドコモ殿が他の特定関係法人を吸収し、結果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の告示改正は、NTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更などを踏まえ、法令等に基づき、NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しております。 ○ いただいた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とすることが適当と考えます。 ○ 市場検証会議における取組に関しては、「意見2」に対する考え方のとおりです。 | <p>無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|-----|-------|
| <p>的に禁止行為規制を回避するようなことがあれば競争環境に著しく問題が生じることも想定されるため、このような組織再編の適正性・影響の検証や公の場での議論等を事前に実施していくことが必須であると考えます。本件に関しても、少なくとも、電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(※3)に則り、株式会社NTTぷらら殿(以下、「NTTぷらら殿」という。)の吸収について競争上の問題の有無の確認・適切な検証が行われるべきです。</p> <p>仮に、公正競争上の適正性・影響の検証が有効に機能しない場合には、「情報通信行政検証委員会 検証結果最終報告書(2021年10月1日)」(※4)及び「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)」の記載内容(※5)を踏まえ、当該グループに係る在り方を含め既存規制の見直しや、新たなルールの検討が行われる認識です。</p> <p>(※3 電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(2022年8月31日)P.158)</p> <p>今後、当該組織再編が発生する場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、以下のような対応等が行われることになる。</p> <p>(中略)</p> <p>総務省は、市場検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合には、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。なお、公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为るかどうかの判断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる</p> <p>(※4情報通信行政検証委員会 検証結果最終報告書(2021年10月1日)P.52)</p> <p>総務省の判断の妥当性は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書にも盛り込まれているが、今後、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる。</p> <p>(※5公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)P.46)</p> | | |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|---|--------------------------------------|
| <p>毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | | |
| <p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データの指定に関して、単純に回線契約数が5万以上のため告示対象とするという運用は、電気通信市場における実態を必ずしも適切に捉えておらず、不要な規制をかけることになってしまうのではないかと。 ● 告示対象を定める条件としては、契約回線数の水準だけでなく、NTTドコモの回線数が該当企業の契約している移動通信回線の総数のうちどの程度を占めているかといった点も考慮すべきではないかと。 | <p>考え方6</p> | |
| <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTTデータ」)を指定告示対象とすることに違和感があります。</p> <p>本制度は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」)が自らの関連会社のうち一定数以上のドコモ回線を保有する企業(以下「該当企業」)に対し排他的優遇をすることで市場の占有性が働き公正な競争環境が阻害される事態が生じることを防ぐためのものと理解していますが、そのような事態は、該当企業がNTTドコモと意識的に排他的な強結合をしようとすることで発生すると考えられます。すなわち、該当企業が以下の1、2、3のいずれかの状況を自らの意志により生み出している際に発生するものと考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、他の移動通信事業者とは契約をせずNTTドコモのみを常に移動通信回線の調達先としている 2、他の移動通信事業者との契約条件がNTTドコモとの契約条件と比較し明らかに劣後でありNTTドコモと契約することが該当企業にとって最も利益がある 3、他の移動通信事業者との契約回線数とNTTドコモとの契約回線数を比較した際に明らかにNTTドコモとの契約回線数が多い | <ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、MVNOサービスの契約数が令和3年6月以降、継続的に5万以上となっている状況を踏まえ、法令等に従い、新たにNTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者指定するものと承知しております。 ○ いただいた御意見については、今後の参考とすることが適当と考えます。 | <p style="text-align: center;">無</p> |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|---|-----|-------|
| <p>この1から3をNTTデータの業態に当てはめてみると、NTTデータの主事業はシステム開発事業であるため、NTTドコモの通信回線の料金が常に他の移動通信事業者よりも安く、移動通信機能を有するシステムをNTTデータが開発・納品する時には必ずNTTドコモの回線を利用しているという事態になっている場合には、NTTドコモとの排他的な強結合の関係にあると考えられます。</p> <p>NTTデータによる実際の契約状況が上述の通りである、あるいは容易にこのような状況になり得るのであれば今回の告示は妥当と思いますが、単純に回線契約数が5万以上のため告示対象とするという運用は、電気通信市場における実態を必ずしも適切に捉えておらず、不要な規制をかけることになってしまうのではないかと気がなっています。</p> <p>そのため、告示対象を定める条件としては、契約回線数の水準だけでなく、NTTドコモの回線数が該当企業の契約している移動通信回線の総数のうちどの程度を占めているかといった点も考慮すべきではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | | |

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる
電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案及び
関連ガイドラインの改定案に対する意見並びにその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)
案件番号:145210027

意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人:1件)

(提出順、敬称略)

| 受付 | 意見提出者 |
|----|----------|
| 1 | 個人 |
| 2 | KDDI株式会社 |

■電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定案

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|-------------------------|--------------------------------------|
| <p>意見7 ● 改定案に賛同。</p> | 考え方7 | |
| <p>今般、NTTレゾナントが、禁止行為の相手先事業者*として指定されているNTTコミュニケーションズ(以下「NTTコム」という。)から、指定条件を満たすコンシューマ事業の移管を受けたことから、直ちにNTTレゾナントを禁止行為の相手先事業者として指定することは、禁止行為規制の厳格な運用を図る観点から適切であると考えます。</p> <p>本改定案は、上述の内容を明確化するものであることから、賛同いたします。</p> <p>なお、電気通信市場検証会議(第27回)(令和4年3月8日)の弊社資料(資料27-2のP.27)で指摘したとおり、NTTコムがNTTドコモのモバイルネットワークを借りて提供していたコンシューマ向けMVNOサービスを、NTTレゾナントがNTTコムからサービス提供を受け、再販でMVNOサービスとして提供する形態は、NTTコムを介した間接取引による禁止行為規制の潜脱の懸念があります。</p> <p>上記課題に対しては、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)」に記載されているとおり、引き続き、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」の確認項目である「グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証」を通じて検証を行い、NTTコムにおける、NTTドコモからの仕入価格、NTTレゾナントへの再卸価格を把握する等して、遵守状況を確認すべきと考えます。</p> <p>*: 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> | <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> | <p style="text-align: center;">無</p> |

■ その他

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---------------------------------|----------|
| <p>意見8 ● 意見募集の受付締切日時は誤記ではないか。</p> | <p>考え方8</p> | |
| <p>受付締切日時の「2023年2月20日0時0分」は「2023年2月21日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領の「5 意見提出期間」に「20 日(月)まで」との記載があるから。 【個人】</p> | <p>○ 誤記でしたので、受付締切日時を修正しました。</p> | <p>無</p> |